

## 三浦市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の基本方針について

### 1 提案の根拠・理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止、業務効率化、行政サービスの効率的・効果的な提供及び納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とすることを目的として「三浦市固定資産評価審査委員会条例」の一部改正を行う。

### 2 条例の内容

#### (1) 審査申出書への押印の廃止等

審査申出書への審査申出人の押印を不要とするほか、所要の規定の整理を行うもの。

#### (2) 口頭意見陳述に係る調書への署名押印の廃止等

口頭意見陳述に係る調書における委員及び書記の署名押印に代えて、当該委員等の氏名を記録することとするもの。

#### (3) 口述書への署名押印の廃止

関係者が提出することのできる口述書について、署名押印を不要とするもの。

#### (4) 口頭審理に係る調書への署名押印の廃止等

口頭審理に係る調書における委員及び書記の署名押印に代えて、当該委員等の氏名を記録することとするもの。

#### (5) 実地調査に係る調書への署名押印の廃止等

実地調査に係る調書における委員及び書記の署名押印に代えて、当該委員等の氏名を記録することとするもの。

#### (6) 委員会の議事に係る調書への署名押印の廃止等

委員会の議事に係る調書における委員及び書記の署名押印に代えて、当該委員等の氏名を記録することとするもの。

### 3 施行期日

公布の日